

村民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(宛先) 昭和村長  年 月 日 提出	申 請 者	住所又は所在地					特別徴収義務者		
		氏名又は法人の名称 及び代表者氏名印	⑩				指定番号		
		個人番号又は法人番号					担当者	氏名	
							(連絡先)	電話	

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	年 月分以後の納入に係る村民税・県民税の特別徴収税額									
申請の日前6か月間の各月末の 給与の支払を受ける者の人員及 び各月の支払金額 (外は臨時雇用者に係るもの)	年 月	人		円		年 月	人		円	
		外	人	外	円		外	人	外	円
	年 月	人		円		年 月	人		円	
		外	人	外	円		外	人	外	円
	年 月	人		円		年 月	人		円	
		外	人	外	円		外	人	外	円

現に村民税・県民税の滞納があり、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由						
--	--	--	--	--	--	--

この申請の日前1年以内に納期の特例の承認の取消通知を受けたことの有無及びその年月日	<input type="checkbox"/> 有	年 月 日	<input type="checkbox"/> 無
---	----------------------------	-------	----------------------------

※ 処 理 欄	処理区分	不承認の理由	※ 村 処 理 欄
	承認  不承認		

※欄は記入しないでください。

(裏)

## <申請についての注意事項>

### 1 特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満（昭和村外の在住者も含む。）であるものに限ります。

（注）「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期などに臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(2) この特例の適用を受けた場合には、次に掲げる期間中の徴収に係る特別徴収税額は、それぞれ次の期限までに納入することになります。

6月～11月の徴収分	12月10日まで
12月～翌年の5月の徴収分	6月10日まで

(3) この特例の承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、その旨（「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」）を遅滞なく昭和村長に届け出なければなりません。

### 2 注意事項

(1) 滞納や著しい納付遅延がある場合は、納期の特例の承認を受けられない場合があります。また、この承認を受けても、滞納や納付遅延をしますと、承認を取り消されることがありますので、ご注意ください。

(2) 特例の適用を受けようとする月の20日までにご提出をお願いします。（承認を受けた日の属する月から適用されます。）

(3) 個人事業主の場合は、「個人番号カード」の写し、又は、「通知カード」及び「運転免許証」等の写しの添付をお願いします。